

議案第34号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種

類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条第3項第2号中「、支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、「定める職員」の次に「並びに次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第30条の見出しを「（パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る特例）」に改め、同条第1項中「が特殊勤務」を「が在宅勤務等、特殊勤務」に改め、「それぞれ」の次に「在宅勤務等手当、」を加える。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和2年小田原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規程で定める場

所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

第25条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて、自己の住居等において一定期間以上勤務する職員に対し在宅勤務等手当を支給するため提案するものであります。